

平成 17 年 11 月

農業・土地住宅 WG（農業分野）

ＪＡ全中・全農ヒアリングにおける質問事項

１．農協の経済事業、系統組織について

真に組合員農家のためになる農協の在り方をめぐって、貴団体においても、「本来の使命である事業成果を組合員・会員に還元する事業改革が急務である」とのご認識の下、経済事業や系統組織等についてご検討を進めておられると思いますが、現時点での検討状況等について、以下ご教示いただきたく存じます。

- ・「先進農家の農協離れ」と「農協依存度の高い零細農家の高齢化、減少」という現象が進んでいるとの指摘について
- ・本年7月に農林水産省において公表された中間論点整理（「経済事業のあり方の検討方向について」）に対する評価、並びに本年7月に全農より公表された「新生全農を創る改革実行策」に関する検討状況、スケジュール等について
- ・共同購入事業における生産資材価格等の引下げ方策について
- ・複数段階での手数料の削減方策並びに農協系統の果たす機能に応じた手数料の設定の考え方について
- ・最近、単位農協において全農を通さない直接販売等の動きが増加しているように思われるが、その点について
- ・農家の手取りを増やすため、農協として取り得る農産物の販売力強化策について
- ・全農等系統上部組織の在り方（上記農林水産省の中間論点整理において提案されている全農の事業推進体制（「全国一本化したガバナンス体制の構築」又は「ブロック別等分割」）、系統組織全体を指導する責務を有する全中の在り方、全農等の系統上部組織の大幅縮小、に関する見解等）について
- ・全農秋田県本部による不正事件に対する農林水産省からの業務改善命令（平成13年以降7回目）を受け、本年11月末までに提出予定の数値目標等を盛り込んだ改善計画の検討状況（どのような数値目標を検討されているかを含めて）について

２．農協活動について

他の金融機関等で兼業が禁止されているのに対し、農協に関しては、信用、共済、購買、販売等の事業を総合的に実施することが農協法で認められています。この点に関連して、以下ご教示いただきたい。

- ・単位農協（総合農協）において、上記の総合的な事業を実施する必要性（営農指導、共同販売、共同購買という農協の本来機能との関係に関する見解を含めて）について

- ・農協等が独禁法違反とされた過去の事例を見ると、総合的に事業を行っていることが不公正な取引方法等を誘発したと考えられるものがあるが、取引の実態に関する調査・監視、改善のための指導状況、並びに全農が設置するホットラインの検討状況について
- ・上記農林水産省の中間論点整理において、不公正な取引方法等について、「全農及び全中は、このような状況を踏まえ公正取引関係部局の考えを聞きながら、公正競争のための基本指針（ガイドライン）を定め、指導を徹底すべきである。」との指摘がなされているが、これを踏まえた検討状況、スケジュール等について

3．農協の経営の透明性向上について

農協の経済事業の抜本적かつ迅速な改革のためには、他事業による赤字補填を除いた経営の実態を詳らかにするとともに、第三者によっても検証可能とすることが重要であると考えます。また、農協経営の透明性の向上は、上記２．で言及した不公正な取引方法の防止やリスク管理にも資するものと思いますが、以下の方策についてご見解を伺いたいと存じます。

- ・部門別区分経理の徹底（事業管理費は附属明細書の科目レベルまで区分経理）及び当該情報のホームページ等による外部への情報開示
- ・外部の第三者（公認会計士）による監査 等

4．農協及び系統上部組織の将来像について

貴団体において現在検討している改革を実行した場合の農協及び系統上部組織の将来像についてお聞かせください。